

「低圧電気取扱者特別教育」のご案内

令和7年7月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、低圧（直流 750V 以下、交流 600V 以下）の充電電路の敷設もしくは修理の業務または配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務に従事する労働者に対して、特別教育の実施が義務付けられています。この特別教育を、以下により実施しますので受講いただきますようご案内いたします。

1 日時 令和7年11月11日（火） 8：30～17：30 （受付8:10～8:25）

【学科7時間及び実技1時間】

（※ 実技は、「開閉器の操作の業務」に係る部分（1時間）のみ行います。「低圧の活線作業、活線近接作業」を行う場合は、別途事業場において6時間以上の実技を実施してください。）

2 場所 鳥取県労働基準協会会館（鳥取市若葉台南1丁目17番地）

3 日程 【学科】 ①低圧の電気に関する基礎知識（1時間） ②低圧の電気設備に関する基礎知識（2時間） ③低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（1時間） ④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（2時間） ⑤関係法令（1時間）

【実技】 開閉器の操作（1時間）

4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 10,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税909円）

非会員 12,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税1,090円）

5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）

FAX 0857-52-5061

登録番号 T5270005000526

口座 鳥取銀行 鳥取支店 普通 0051204

名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

6 受講申込・受講料支払期限 令和7年10月28日（火） なお、定員60人とします。

- 7 その他
- (1) 実技がありますので、実技にふさわしい服装、履物で受講してください。
 - (2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。
 - (3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
 - (4) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
 - (5) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

低圧電気取扱者特別教育 受講申込書

令和7年11月11日（火）開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので正確に記入してください。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人） 受講料合計（ 円）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年10月28日（火）です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204 名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する ・ しない ）（どちらかに○印をして下さい。）

希望する場合はどちらかに○印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和7年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

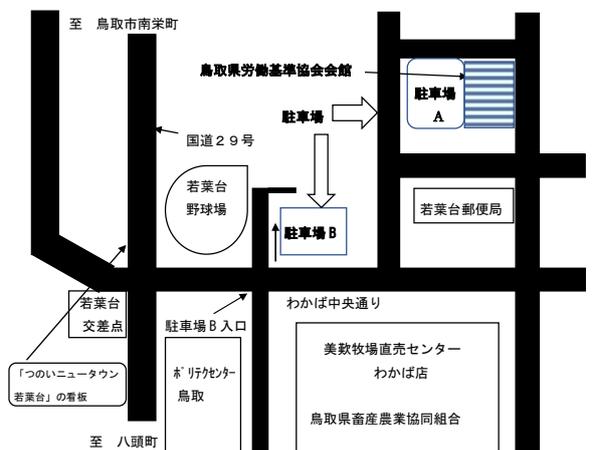
TEL

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場のご案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場Aが満車の場合、駐車場B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。